

平成 19 年 3 月 29 日

各 位

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号
横浜ランドマークタワー
ラ ン ド コ ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 青 木 俊 実
(コード番号：8948 名証セントレックス)
問 い 合 っ せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 長 上 田 宏 幸
電 話 番 号 0 4 5 (6 6 4) 2 0 0 1
(URL <http://www.landcom.co.jp>)

定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 13 日開催の取締役会において、定款を一部変更することを決議し、平成 19 年 3 月 29 日開催の第 8 回定時株主総会で承認されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 会社法に基づき、当会社に必要な規定の新設および規定の加除・修正等の変更を行うものであります。
- (2) 当会社の資本金の額が 5 億円以上となったことによる規定の加除・修正等の変更を行うものであります。
- (3) 株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、所要の変更を行うものであります。(変更案第 15 条)
- (4) 取締役会の開催が困難な場合に、取締役会を迅速かつ効率的に運営することを可能とするため、取締役会の決議を省略できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第 24 条)

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 3 月 29 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 3 月 29 日 (木曜日)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、ランドコム株式会社と称し、英文では、LANDCOM Corporation と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 宅地建物取引業2. 不動産特定共同事業3. 不動産投資顧問業4. 信託業5. 信託契約代理業6. 信託受益権販売業7. 有価証券投資顧問業8. 有価証券の売買及び投資9. 不動産コンサルティング業10. 不動産管理業11. 不動産賃貸業12. 建築士事務所業13. 建築工事業14. 内装仕上工事業15. 建築コンサルティング業16. 建築資材の開発、製造及び販売17. ホテル、飲食店の経営及び売店、遊技場の経営18. 出版物の企画、編集、発行及び管理19. 広告代理業20. 損害保険の代理業21. 生命保険の代理業22. 前各号に付帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を横浜市に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 440,000 株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 7 条 当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <ol style="list-style-type: none">2. <u>本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</u>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p><u>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><u>(1) 取締役会</u><u>(2) 監査役</u><u>(3) 監査役会</u><u>(4) 会計監査人</u> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>440,000 株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(削 除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(名義書換代理人) 第 8 条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第 9 条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) 第 10 条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から 3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者及び議長) 第 11 条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(決議の方法) 第 12 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、<u>出席した株主の議決権の過半数で行う。</u></p> <p>2. <u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3分の 2 以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第 13 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、<u>株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録) 第 14 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載または記録し、<u>議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) 第 11 条 当社の定時株主総会は、<u>事業年度末日の翌日から 3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年 12 月 31 日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長) 第 13 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ)の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(議事録) 第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</u></p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第 15 条 当社の取締役は、<u>7 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 16 条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期) 第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第 17 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 18 条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第 19 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 18 条 代表取締役は、<u>取締役会の決議により選任</u>する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(業務執行) 第 19 条 当会社の業務は、取締役社長がこれを統轄し、専務取締役又は常務取締役は取締役社長を補佐してこれを分掌する。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 23 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第 24 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報 酬) 第 25 条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役</p> <p>(員 数) 第 26 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う</u>。</p> <p>(任 期) 第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了す<u>べき時</u>までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 20 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定</u>する。</p> <p>2. 取締役会は、<u>その決議によって</u>、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(業務執行) 第 21 条 当会社の業務は、取締役社長がこれを統轄し、<u>取締役副社長、専務取締役又は常務取締役は取締役社長を補佐してこれを分掌する</u>。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 22 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 24 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う</u>。</p> <p>2. <u>当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす</u>。</p> <p>(取締役会の議事録) 第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する</u>。</p> <p>(取締役会規程) 第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>(任 期) 第 30 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第 31 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定</u>する。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の招集通知) <u>第 32 条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) <u>第 33 条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) <u>第 34 条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(報酬) <u>第 29 条</u> 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(監査役会規程) <u>第 35 条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) <u>第 36 条</u> 監査役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 会計監査人</u></p> <p>(選任方法) <u>第 37 条</u> 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任 期) <u>第 38 条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>
<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 計 算</u></p> <p>(営業年度及び決算期) <u>第 30 条</u> 当会社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とし、営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金) <u>第 31 条</u> 当会社の利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 7 章 計 算</u></p> <p>(事業年度) <u>第 39 条</u> 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(中間配当) <u>第 32 条</u> 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第 33 条</u> 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第 40 条</u> 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) <u>第 41 条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第 42 条</u> 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>